

名古屋市農業委員会 令和6年第4回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和6年4月22日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時13分
2 開催場所 名古屋市役所東庁舎 5階 大会議室
3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 事務局長あいさつ

(3) 事務局職員の紹介

(4) 議案審議

第25号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第26号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第27号議案 農用地利用集積計画の決定について

第28号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4条第 3項の決定について

第29号議案 令和 6年度事業計画について

第30号議案 令和 7年度名古屋市農業施策等に関する意見書について

(5) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②農地の賃借料情報の提供について

(6) その他

(7) 閉会

令和6年第4回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15名）

1番	小 畠 盛 夫 委員	2番	成 田 秋 義 委員
3番	山 口 幸 江 委員		
5番	福 島 茂 俊 委員	6番	木 村 幸 廣 委員
7番	川 本 美 幸 委員	8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 巳 佐 子 委員	10番	二 村 新 一 委員
11番	横 井 昭 男 委員	12番	熊 澤 正 巳 委員
13番	清 水 久 一 委員	14番	安 井 勝 春 委員
15番	安 井 秀 樹 委員	16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

17番	久 野 隆 博 委員	18番	山 口 儀 明 委員
19番	山 口 儀 明 委員	20番	石 田 正 彦 委員
21番	松 原 道 直 委員	22番	伊 藤 正 幸 委員
23番	安 井 正 敏 委員	24番	横 井 慎 一 委員
25番	木 村 正 男 委員	26番	神 野 貞 雄 委員
27番	竹 川 孝 司 委員	28番	坂 野 嘉 紀 委員

令和6年第4回総会（令和6年4月22日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和6年第4回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしく願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和6年第4回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、天候不順ですが大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第25号議案「農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」から、第30号議案「令和7年度名古屋市農業施策等に関する意見書について」までの6議案の審議を行います。また、報告事項を2件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は16人中15人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は12人中12人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、横井昭男委員及び川本美幸委員の両委員をお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、次第について事務局から説明があります。

事務局お願いします。

課長補佐

それでは、次第についてご説明いたします。

令和6年3月21日に開催されました、令和6年第3回総会において、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程が改正されたことに伴い、事務局長の代決権限が「特に重要な文書の進達」等とされたことから、今後事務局長につきましては、特に重要な案件を審議する場合のみ出席させていただきます。

ただし、4月に開催される総会については、年度はじめということもございますので、本日は事務局長がご挨拶をする機会をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（会長）

それでは、次第2の「事務局長あいさつ」でございます。

山田事務局長、お願いします。

事務局長

昨年度に引き続きまして、事務局長を務めさせていただきます、緑政土木局長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、令和6年度の最初の総会でございますけれども、この年度末の市の人事異動によりまして、事務局職員が新しく変わりました。新しい体制となりました。何かと至らぬ点があるかと存じますけれどもどうぞよろしく願いたします。

農業を取り巻く環境でございますけれども、この世界情勢、各地で紛争もございますし、最近は為替、円安等もありまして、コストが増大する中、大変厳しさが増しているのではないかとこの風に思っております。また本市におきましては、これまで、高齢化や担い手不足などにより、農地、そして農家数が減少しつつあります。そうした中で、農地の適正化、最適化をはかるということは、大変重要だと思っております。

農業委員の皆様、そして農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、引き続き農地法に基づく転用の許可、あるいは農地の集積・集約化、そして農地パトロールによる遊休農地の発生防止など、名古屋市の農業振興に引き続きご尽力を賜りますようどうぞよろしく願いたします。

また、今年度は、農業経営基盤強化促進法という法律の改正がございまして、市街化調整区域の農地を対象に、将来の農地の利用の在り方、目指すべき姿を定める地域計画を地区ごとで年度末までに定める予定でございます。

委員の皆様には、この地区ごとの協議にご協力をいただきますとともに、この名古屋市農業委員会全体としてのご意見もお伺いさせていただく予定でございます。私ども事務局職員、少し新しくなりましたが、皆様の活動を引き続きしっかりとご支援させていただきまして、本委員会が円滑に運営ができるように、精いっぱい頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いたします。

議長（会長）

ありがとうございました。

それでは、次第3の「事務局職員の紹介」に移ります。

この4月の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員に一部異動がありましたので、事務局から紹介させていただきます。

事務局、お願いいたします。

事務局次長

それでは、お手元の資料、名古屋市農政関係役職職員名簿をご覧ください。名前の左側に丸がついているのが、新しく就任した職員でございます。

この中で、本日出席しております職員を紹介させていただきます。

まずはじめに、私、事務局次長 山盛康でございます。

次に、事務局農政課長 深田照裕でございます。

次に、事務局農政課課長補佐（農政） 小川夏季でございます。

また、本日は時間の都合上、紹介を割愛いたしますが、他に2名の新任職員が就任いたしました。いままでの職員同様、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。

事務局長につきましては、他の用務がございますので、ここで退席させていただきます。

事務局長

<退席>

議長（会長）

では、次第4の議案審議に入ります。

まず、はじめに、第25号議案、農地法第3条の規定による

所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-2 について、20 番、石田委員、お願いいたします。

石田委員

受付番号 2-2 について、4 月 3 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

本件は譲渡人が申請の農地を相続しましたが、営農規模縮小のため売却を希望し、隣の農地を所有している、譲受人が営農規模拡大のため農地の取得を希望し、申請されたものです。

申請地は畑で、耕作準備中であり、良好に管理されてきました。

また、譲受人の経営農地は、全て良好に管理されており、申請地についても今後引き続き適正に管理していくと申されております。

許可することにつきまして、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-5 について、24 番、横井委員、お願いいたします。

横井（慎）
委員

受付番号 3-5 の農地につきまして、4 月 4 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-5 は、譲渡人が営農規模の縮小のため売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。

申請地である中川区戸田二丁目の 1 筆の畑は、譲受人所有地の間にある土地で現在エンドウ、タマネギ、ダイコン、ミカン

が作付けされ良好に管理されておりました。

また、その他の譲受人世帯の所有地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

以上につきまして、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-15 及び 4-16 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-15 及び 4-16 につきまして、坂野委員さん及び事務局職員とで、4 月 3 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-15 は、譲渡人の廃業のため、譲受人は営農規模拡大を希望され、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区藤高一丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状況となっています。

なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されており、権利取得後の農地についても、畑として、適正に利用すると認められます。

続きまして、受付番号 4-16 は、譲渡人の営農規模縮小のため、譲受人は新規就農のため、所有権移転の許可申請をされたものです。

申請地の港区藤高一丁目の 1 筆は畑で、耕作放棄状態でした。なお、この畑は港区藤高一丁目の 1 筆の宅地と一体となっており、譲受人は宅地の購入に伴い新規就農するものです。新規就農ではありますが、面接で営農意欲を確認しており、権利

取得後の農地についても、適正に利用すると考えられます。

以上、調査の結果、いずれの案件につきましても許可をするについて、問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 25 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 25 号議案の案件は、許可することといたします。

次に、第 26 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-55 について、5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員 受付番号 1-55 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、4 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-55 の申請地には、ウメやミカンが栽培されました。

果樹畑として良好に管理されており、願出者が自ら、引き続き農業経営されていることを確認しました。

以上、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議のほ

ど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 1-56 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。

小畠委員 受付番号 1-56 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、4 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

申請地には、タマネギやダイコン、マメ類などが栽培されていました。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 1-57 及び 1-58 について、5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員 受付番号 1-57 及び 1-58 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、4 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-57 の申請地には、ミカン、カキのほか、タマネギが、受付番号 1-58 の申請地には、タマネギなどの野菜が栽培されていました。

いずれも畑や果樹畑として良好に管理されており、願出者が自ら、引き続き農業経営されていることを確認しました。

以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-35 及び 2-36 について、7 番、川本委員、お願いいたします。</p>
川本委員	<p>受付番号 2-35 及び 2-36 について、4 月 3 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地はいずれも田で、耕作準備中でした。</p> <p>願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-36 について、22 番、伊藤委員、お願いいたします。</p>
伊藤委員	<p>受付番号 3-36 の農地につきまして、4 月 3 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>受付番号 3-36 の中川区助光 3 丁目の 1 筆の畑は、耕作準備中で良好に管理されていました。</p> <p>以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-37 及び 3-38 について、10 番、二村委員、お願いいたします。</p>
二村委員	<p>受付番号 3-37 及び 3-38 の農地につきまして、4 月 4 日に横井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>受付番号 3-37 の中川区馬手町 1 丁目の 2 筆の畑は、ネギ、エンドウ、ダイコン、ブロッコリーが作付けされ、良好に管理</p>

されていまして。

また、受付番号 3-38 の中川区東起町四丁目の 1 筆の田は耕作準備中、東起町五丁目の 1 筆の畑は、カキ、ミカン、ブロッコリーが作付けされ、良好に管理されていまして。

以上、2 件につきまして証明することにつき、何ら問題はないと思しますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 26 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 26 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 27 号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。

審議のポイントとして、配付資料①をお配りしておりますので、ご覧ください。

それでは、6 ページの農用地利用集積計画案の第 1 号について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員 令和 6 年度第 1 号の農地利用集積計画につきまして、4 月 3 日に、坂野委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、新規にブルーベリーを育成する場所が必要なため、畑を探していたところ、畑の賃借について、所有者との合意が整ったため、農地利用集積計画を活用して利用権を設定したいと申請されたものです。

申し出の農地の港区藤高二丁目の3筆は、畑で、全体の面積は1,253平米です。農地は、ミカンの苗木が植えつけられました。

借受人は、これまでに、兵庫県のブルーベリー農園で研修を受け、技術を身につけ、就農のため法人も設立しました。ゆくゆくは、敷地面積を広げ、ブルーベリーの観光農園開設も視野に入れているとのこと。今後も、県内で研修を受けながら、営農をするとのこと、申し出の農地を効率的に利用する意欲あるものと思われ。利用権設定後も継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われ。よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第27号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。5ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の規定により、名古屋市が農用地利用集

積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 27 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 27 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 28 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。

本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。

審議のポイントとしましては、配付資料②及び③をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第 4 条第 3 項 1 号から 6 号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。14 ページの事業計画の概要について 5 番、福島委員、お願いいたし

福島委員

ます。

本件につきまして、近藤正俊委員と事務局職員とで、申請者との面談及び現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

本件は、借受人が、所有者との間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

借受人は、市民農園を経て経営規模拡大のため、農地バンクを利用して市内の農地を探し申請地を選択いたしました。

申請地は、瑞穂区岳見町3丁目の1筆、対象面積631平米で、地目は全て畑、現在、タマネギ、ソラマメなどが栽培されています。

お手元の配布資料②をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が記載されています。

まずはじめに、上の表ですが、第1号の「1」については、項目「1イ」に該当します。

耕作計画では、サツマイモ、ミョウガなどの野菜を栽培し、1年目から収穫と販売を予定しており、収穫量のおおむね5割以上をJA天白信用グリーンセンターの直売所などで販売する予定です。

第1号の「2」につきましては、所有者と借人が協力し、周辺住民からの相談・苦情受付対応を行う予定です。

次に、下の表です。

第2号については、農薬は使用しないとしています。

第3号について、申請者は現在、愛知郡東郷町で利用権設定により畑を借りています。今回借り受ける農地についても、耕作計画のとおり、全てを効率的に利用できるの見込まれます。

第4号については、使用貸借契約書において、適正管理されていない場合、契約の解除ができる旨の記載がされております。

第5号につきましては、獣害被害対策を協力して行うとしています。

以上、必要な要件全てを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、16ページから20ページの事業計画の概要について、21番、松原委員、お願いいたします。

松原委員

西部・守山①と②の2件につきまして、あわせて4月3日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

本件は、借受人が、すでに令和3年より3年間、使用貸借権の承認を受けており、今後も引き続き申請地で耕作していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、同一の事業計画について3年間の更新の申請がなされたものです。

現地は、中志段味特定土地区画整理6街区の2筆に、畑として仮換地されており、果樹のポポーが栽培されています。

配布資料③をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が具体的に記載されています。

まずはじめに、上の表の、第1号の1について、ポポーを栽培し収穫されたものは、市内大型スーパー、近隣市町村でのイベントなどで販売する予定です。

第1号の2については、所有者と借受人が協力し、適切な利用、管理をしていく予定です。

下の表の、第2号から第6号については、記載のとおりです。

以上、必要な要件をすべて満たすことから、申請のとおり、期間の更新をすることについて、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第28号議案の議決の案を読み上げます。13ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第3項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について（依頼）」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画のとおり決定する。

理由としましては、当該計画は、第4条第3項に掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。

それでは、第28号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第28号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。

次に、第29号議案、令和6年度事業計画について、です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

課長補佐

それでは、第29号議案についてご説明いたします。

なお、第29号議案はお持ち帰りいただけるよう別にホチキス止めした資料になっております。

はじめに、令和5年度の事業内容について報告をさせていただきますので、恐れいたしますが、27ページ、右肩に「参考」とあるページをご覧ください。

「1 総会」でございます。27ページから29ページにかけて、総会の開催状況をお示ししております。議案等につきましては、ご覧のとおりでございます。

29ページの(2)をご覧ください。総会における「議案の審議件数」でございます。30ページにかけて、議案の事項ごとに、件数をお示しいたしました。

30 ページ (3) につきましては、届出などの処理報告につきまして、事項ごとに件数をお示しいたしました。

31 ページをご覧ください。「2 運営委員会」でございます。開催状況について、お示しいたしました。

次に、「3 研修」でございますが、令和6年2月13日に農業者との意見交換を実施いたしました。

32 ページをご覧ください。「4 その他」でございます。全国農業委員会会長大会をはじめ、農業会議主催の会議が開催されました。

以上が、令和5年度の事業報告でございます。

それでは、恐れ入りますが25ページにお戻りください。令和6年度の事業計画（案）についてご説明いたします。

まず、「1 総会」でございます。

総会につきましては、原則として毎月20日の開催としておりますが、5月と1月については24日となっております。

総会の開催場所につきましては、5月以降は西庁舎西12C会議室で行います。今後、事情で開催場所の変更がありましたら、その都度ご連絡いたします。

開催時刻は、午後2時で予定しておりますが、総会后に別の予定がある場合などは変更することがありますので、ご了承ください。その他、必要に応じて随時開催する可能性がありますので、ご承知おきください。

裏面 26 ページをご覧ください。「2 意見の提出」でございます。本日第 30 号議案で審議させていただきます意見書について、ご承認いただいた後、名古屋市長へ提出する予定でございます。

次に「3 現地調査」でございます。コロナ渦で、令和 2 年度以降取りやめておりましたが、今年度は現地調査(現地視察)を 7 月 24 日に行う予定をしております。詳細が決まり次第ご案内させていただきます。

「4 研修」でございます。農業者との意見交換を、昨年度と同様、令和 7 年 2 月頃を予定しております。

次に、「5 最適化活動の活動目標」でございます。農林水産省から「農業委員会の最適化活動の推進」についての通知を受け、名古屋市農業委員会として、地域の実情を勘案して、前年度同様に活動日数を 8 日に設定しております。委員の皆様におかれましては、日常の「農地の見守り活動」「農家のお知り合いの方への声かけ活動」等をされた際は、記録簿に記入していただきますようお願いいたします。

最後に、「6 その他」でございます。全国農業会議所等の主催によるご覧の各種会議が予定されております。

以上が、令和 6 年度事業計画(案)でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたが、何かご意見、ご質問等はございますか。

特にないようです。それでは、第 29 号議案の事業計画については、案のとおり承認いただいてよろしいか、お諮りします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ありがとうございます。第 29 号議案の事業計画は承認されました。

次に、第 30 号議案、令和 7 年度名古屋市農業施策等に関する意見書について審議を行います。

当該意見書の内容につきましては、昨年度、各委員さんから意見をいただき、拡大運営委員会で検討を重ね、決定したものでございます。

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

まず、一度通しで読み上げたいと思います。事務局よろしくお願いいいたします。

事務局

【意見書 読み上げ】

議長（会長）

ありがとうございました。

それでは、前回提出した令和 5 年度の意見書から変更した主な点を申し上げます。

まず、冒頭の文章については、いまの情勢に合わせた内容を記載し、「総論」という文言を削除しております。

次に、「1 税制について」の①において、「障害や疾病などにより営農が困難な場合も、相続税の納税免除を可能とする」といった内容を追加しました。

また、③において、「国・県に対して働きかけること」とい

う文言を追加し、より具体的な要望内容にしております。

次に「2 農業基盤の維持・整備について」では従来の子算増額を要望する内容に加え、現に実施されている農業用施設の更新修繕についても「強力に推進する」旨を記載しました。

次に、「3 人材育成について」の③では、研修の充実に加え、『人材、資材・機械、資金』の支援を行う」といった内容を追加し、より具体的な要望としました。

次に、「4 地産地消の推進について」の②では、『なごやさい』を活用した六次産業化」を支援するといった内容を追加しております。

次に、「5 遊休農地の発生防止・解消について」の②では、「市独自の補助金制度の創設」を要望に追加しております。

最後に、令和5年度の意見書に記載があった「生産緑地について」は、特定生産緑地制度の十分な周知や、市内にある大半の生産緑地が特定生産緑地に移行されたことを受け、令和7年度の意見書から削除しております。

その他、文言等を整理しております。

この意見書につきまして、何かご意見、ご質問等はございますか。

安井（正）
委員

中川の安井です。ちょっと気になったことが。5番の遊休農地の発生防止の補助金制度ですけど、これはいいことですけど、地主が置き去りになってないだろうかと思ひまして、地主さんが言うことを聞いてくれなかったら、何も前に進まない。実際、農地バンク制度なんか利用して私がいろんなところ地元

へ頼み込んでいるところなんですけど、相続をなかなかやってくれなくて、何度言っても知らん顔で。そう言った、いくら荒れてるところ、補助金もらってやろうと思っても、地主さんが言うこと聞いてくれんかったら何も前に進まない。いくら荒れてるところでも、行ってはじめて知ってそれなら出すって。いくら荒れた土地でも、いま借り手が結構たくさんいまして、どんなに荒れてても、借りてきれいに整備してくれています。けど一部そういう地主さんの言うこと聞かない地主さんって言ったら、ちょっとおかしいですけど、なかなか相続が進んでやってくれなくて、前に進まないところがあります。そういったところを、どうしたらいいでしょう。いくら補助金もらってでも。

議長（会長）

まあ、地主さんの許可がなければ動けないですよ。いまは中川区だけの案件ですが、他のところもそういうところがございますか、どうですか。

他のところは遊休農地とか荒れた土地はないですか。

成田委員

成田です。ほんとに遊休農地ってのは大変です。安井委員の言うとおりで大変なんです。現場でも荒廃で遊休農地になって、と言っても区役所が一生懸命努力してお世話になっても、電話をかけても通じないって、逃げて回るとるっていうのは、そういうことがよくありまして。まあ大変だと思いますけど、粘り強くということと、それから法律で今度相続の時に、ちゃんと登記までしっかりやらなきゃいけないという。ほいで罰則が出るような。私も心配しててね、税理士さんに問い合わせたことがありますけども。土地の問題はそういうことがありますので、今後どういうふうの国、また市が動かれるか。ここがひとつ問題になるかもしれませぬ。やはりそのあとで安井委員さんの言ったようなことをしっかりと、ほんとに我々も頑張ってやらなかなんというのを思います。

議長（会長）

ありがとうございます。新しい法律ができたので、ちょっと変わったらいいなと思いますけれど、そこはそこに置いといて、補助金制度が、これもいつ出来るかわからないですけれども、要望書に。これは名古屋市だけじゃなくて、いろんなところがそうだと思いますけれど、相続がなかなかうまくいかないと、遊休農地が荒れて大変ですので、荒れないうちに次の人に使っていただけるといいなと思っておりますけれど。

まずは、今度の新しい法律を見て、私たちはこれを要求しておきたいと思いますので、今回はこの意見書についてよろしいでしょうか。

成田委員

この意見書というのは、昔、岩田会長が就任の当時くらいかな、学生を連れてきて、あーでないこうでないって言ってやって、その当時は建議というふうでね、提案を出す。いま農業委員はそんなふうで意見書というふうに変わってきたわけですが、最初の頃は河村市長に写真入りで中日新聞かどこの新聞かマスコミに出て、すごく派手にやったという経緯があって、いわば元会長が努力した結果、いま名古屋のこの施策等に意見書が出てきてると思います。そういう意味で、ずーっと見とりますけど、私も非常にいろんな生産緑地法だとかいろんなもん勉強させてもらったりしてきたわけですが、今回の意見書、非常にいいなと思うのは、この序論のこのあれだね、非常に短くなった。普通は200字ぐらいせなきゃいかんですけど、前は1ページもあって、最初読むのにこれで飽きちゃうというようなことがあったんですけど。それからもうひとつは、1の税制から5の遊休農地まで、項目が過去ずーっと同じなんです。これがいいのかどうかというのが、ちょっと私は。今回はこれでいいですけども、中身はいま会長さんが申されたように、事務局の人、ほれから委員の人が非常に討議されて、ましてや皆さん農業委員の人が意見を出していただいた。その内容

が出てきておるということでは、非常にいいことだと私は感じております。ただ、何年か前の意見書で見ると1から5がほとんど同じだというのがね、これでいいのかどうかというのは。今回はこれでいいですけども、次回のことで考えないかなかなと思うんですけど。その中でいま農政の憲法と言われる農業基本法というのがいま国会で審議されてるわけですけども、この中で言っとることは、食料安保というのを非常に出しとる。最初の序論に出とるような戦争が出てきて、いまテレビでもそう言う、どうなるやら、戦争になったら、日本どうなるのか、食料どうなるのか、いまの38パーセントがどうなるのか、こんでいいのかどうか。これ非常に問題があるわけですけど、やはり大事なことは、生産資材の安定やら、食料の安定輸入だとか、ほれからもっと高度な稲作では水田直播栽培という、いま高度な技術、愛知県の試験場が開発した技術、名古屋市の場合にはやっておられる。ほんとにこれは素晴らしいことですけども、そういった技術など、そこら辺をもっともっと進めるような要望というのものもあるべきじゃないかなと思います。

それから2番目に人材育成について、私が一番思うことは、名古屋市農業センター。民営化っていうか、表現は何て言ったらいいかわかりませんが、変わってしまった。フルーツパークもそうですけども、私がメールで問い合わせしても、前の場合だったら、スカッといい回答がきたわけですけども、なんかそこら辺が非常にちょっとしっくりしないのが現状です。前は農業センターでは、ダイコンの栽培について、女性の係長さんから、立派な方がおられてメールで詳しく教えてくれた。たぶんあの中の間の人、技術者がしっかりと作ってやられたんだなと思うんですけど、非常に僕も勉強になって、つい最近、2・3年前のことですけども、勉強になりました。ああいうのが今後続けてくれるかどうか。特に問題は研修なんです。なんとかいう方が私とこの、なごやか農学校、農楽会か、その研修やっとるんですけども、民営化になってどういうふうにな

るのか非常に不安がっております。私ども農楽会の援農を受けてですね、ほんとは講師にあっこでっていう話があったんですけども、それよりも現場で一緒に話して、いままでの果樹の面白い話をもって、一緒に語り合おうということで。それで現場で私のうちの作業を続けておるのが現状なんですけど、やはりそこら辺をいかにどう進めるか。それを年齢をいくつまでにするかということもあるかと思うんですけど、やはり年齢としては、成人じゃないかと思うんです。で、小学3年生、私は地元の学校では課外授業で、もうすぐ5月の連休が明けると2クラスですけども、説明をするわけです、パワーポイントで。現場もまたやって。一番忙しい時に、どうしよう、やれるかしらんとするくらい、そう思っておりますが、やはり市の人材育成の中でやることもたぶんそういうことじゃないかなと、私は勝手に思っておりますけども。そこら辺の人材の問題ももうちょっと考えるということ。この中でね、人材育成のところで、最後の「また、研修生を受け入れる農家（指導農家）」と、これ④のひとつ項目を作ってもいいような気が私はしました。細かい話ですけど。それから、最後にですけど、これ事務局の人、もちろん委員の方、もちろん農業委員全体の方、意見がたくさん出てきて、まだまだこの意見書の中に十分入っていない、例えばなんだったな、忘れちゃった。抜けとる問題もありますけど、まあそれはさておいてですね、よく頑張って皆さんが、ほんとにお疲れさんでございましたと言いたいです。

最後にですけど、いつも思うんですけど、これ意見書持ってって、市に出される時、事務局の人にお問い合わせがあるんですけども、やはり、一番最初に出したように、一般新聞ね、会長と誰々さんが、こうやってやってる、みんなが集まると、こういうような写真を出していただけるようにしたいと思うんです。そうすると農業委員がこうやって活動しとるなあということが、わかっていただけるんじゃないか。一般の農業新聞ですか、そういうのはもう出ますけど、最後にそれをお願いした

いなと思います。以上です。

議長（会長） ありがとうございました。貴重な意見で。まだまだこれから検討するべきことがあって、また作り甲斐があると思います。

 ありがとうございました。

坂野委員 ちょっと言葉の定義をひとつ教えて欲しいんですけど、4番、地産地消の推進についての①「なごやさい」として一層ブランド力を強化して書いてあるんですけど、農業委員としてブランド力をいかなるものと捉えてるか教えて欲しいです。

 ブランド力を強化して書いてあるんですけど、これって皆さんがフワッてブランドってという言葉でイメージしてるだけで、委員会としてどういうことを言葉の意味として使っているのかが、わかったような、わからんような。

議長（会長） 一応、「なごやさい」というシールがあるんですけど、坂野さんご存じないですよ。

坂野委員 それは知ってます。

議長（会長） そういう時に、「なごやさい」売る時に、そのシールを貼っていただくと、名古屋のブランド野菜だなんていうことになって、名古屋にこういう作物ができるっていうことを皆さん知っていただけるので。

坂野委員 僕が聞きたいのは、「なごやさい」というものがこうやってあって、シール貼ってあるのは知ってるんですけど、それがブランドだって言ってる。これむずかしい話ですかね。何ををもってブランドって言ってるのか、言いたいのかっていうことを、ハッキリしたほうがいいんじゃないかなと思います。

議長（会長）

じゃあどのように。

坂野委員

わかんないから聞いてるんです。

もうやめときます。失礼しました。

議長（会長）

じゃあ、次の意見書を出すときに、そのブランドについてまた皆さんとお話して作り上げたらいかがでしょうか。

坂野委員

よくこういうので、ブランド化、ブランド化って言うんですけど、名古屋で作ってる野菜を「なごやさい」っていうくくりに入れてシール貼って、こういう物がありますっていうのはわかるんですけど、それがホントにブランドなのかっていう、その先のことを考えてますかっていうことを聞きたい。わかりません。

皆さん例えば、普通にブランドって言葉をイメージしたら、例えばルイ・ヴィトンとかみたいな高級品とかってというようなイメージだったりとか、たぶんブランドっていう言葉、例えば一流大学みたいな東京大学とかみたいな、そういう人によってブランドっていう言葉に対するイメージが、なんか違うような気がするんですよ。よくこういうので、農産物をブランド化せよっていうけども、それお題目なだけで実際そういうのって考えているのかと。他を凌駕するような品質があるかとか、そういう話に踏み込んだとこにまで考えていかないと、ただはやり文句を言ってるだけで、話題の表面だけをペロッと舐めただけで、終わるんじゃないのかなっというふうに、いつも思うので、こういうはやり文句みたいなものを入れた意見書を出す場合に、じゃあ、これを読んだ人がブランドってなんですかと、「なごやさい」のブランドって何ですかって聞かれたときに、誰も答えられないっていうことになっちゃわないのかなと。それ

を出してる側としては、どういうふうにも思ってるのかなっていうことを聞きたかった、ということです。

議長（会長）

私は、名古屋で作った「なごやさい」の中の、布目巳佐子が作ったブランドの野菜と言って、そういう気持ちで出してますけれど、他のものとはまた違った美味しい野菜を出してるつもりで、布目巳佐子のブランド野菜として出しておりますけれど、そういう意味ではいけませんか。ひとりひとりあれですけど。

山口（幸）
委員

私、大高の山口幸江です。ブランドのことですけれども、坂野さんの言われることは、私わかるような気がします。

いまは大高はブロッコリーを主に作ってますけれども、いまは生産をする人が少なくなってしまうって、いまはブランドという言葉は使ってませんが、数十年前、30年ぐらい前に、大高のブロッコリーをブランド化しようっていうことで、市とか愛知県の普及課とかいろんな方のあれを使って、棚持ちがいい、よそのブロッコリーとは明らかに違うっていう物を目指そうっていうことで、肥料からそして、なんて言うんですか、おかせり野菜って言うのか、食品残さを使った堆肥を使いまして、いろいろ研究をして、そしてブランドっていう名前では私たち目指してたんですけど、でもブランドっていうのは、やっぱり消費者の方が「あっ、違うな」っていうような感じの物じゃないかなって思うんです。なので、そのブランド化っていうことを、じゃあ名古屋の農家の人、野菜を作ってる人が、じゃあまず肥料からどんなふうにしようかとか、そして消毒もどんなふうにしようかとか、そして一番大切なのは、消費者の方がシールを見て、これは違うからっていう物で、買って食べてみて、そして決めてくださるのが、ブランド化じゃないのかなって思います。

なので、ブランド化っていう言葉が一人歩きしてるんじゃないかっていうふうに思われている人は、私もそう思いました。いまの話聞いてて。どうでしょうか。すいません。

成田委員

山口さんのおっしゃるとおりだと思うんですけど、私は組織論でいろいろ言ってるんですけども、先般ここで、シイタケの栽培の話されたわね。あの時に私感動したのは、同じことを思ってた。つまりどういうことかと言うと、あの人品評会で大臣賞かなんかもらって、トップレベルの物、そういう努力をされた。結局そこら辺じゃないのかなと。だから私は果樹仲間で、組織で東浦のブドウですけども、いい品質の物を作って東浦のブドウをどうしたら消費者に好んで食べていただけるか。その方法というのは組織の中で、県の品評会で農林大臣賞をとるんだと。そういうことを目指していまの組合長がブドウ組合長がやってる。なるほど、そうすることによってみんなの東浦のブドウがレベルがあがってくる。そしてその、みんなお客さんも「あっ、東浦のブドウなら知事賞もらったのだから、たぶんいい物だろう」ということを、ということ。それがいま我々が現場で、今日も研修だとかなんとか言ってるんだけど、みんな研修会やったって、ただ勉強なんかしたくない。飲みゃあいいだって、そういうような組織になってしまうのは非常に残念なんですけど。やっぱりそういうことを目指さないかんのかなと。ただ普及課や農協ががんばって研修やっても、そんなもんどうでもいいわなんていう、そういうただ聞いとるだけで終わってしまう。それもちよっと私は非常に悩んでおって、最終的にはそこなのかなあ、みんながそういう意識をもって、高品質な物を作る。お客さんが「あっ、東浦のブドウならこりゃあ天下一品だ」とって、先ほどのシイタケなら天下一品。これがルイ・ヴィトンと同じようなことになるのかなと。組織がそういう大きいのになれば、みんな自由にそれを目指して、みんな聞きあって、グループで勉強するという、そういうことになるのかなあ。この頃組織をどうしたらいいのかっていうのが、私もよ

くわかんないです。ただ教えてほんで良しっ、じゃなくて、やっぱりみんなでそういう意向を持ってくこと、それで同じような意向で同じような地域のものが同じ作物の高品質なものを作って、大臣賞のようなものになってく。こういうことかなということをおもってます。そこら辺のところは農協なり、県の普及課なり、組織の中で支援していこうと。それが大事なことかなと。ここの中で言うなら農業センターも私はそれが含まれとるような気がするんですけども。ちょっとまだまだ私は勉強不足で、これ死ぬまでの課題かもしれせん。ブランド化。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。ブランド化という言葉について、また今度の次の、来年度でいいですよ。ブランド化という言葉に対して熱が入りましたけれど、来年度についてはそのブランド化について、追々お勉強さしていただきたいなと思います。

今回はこのまま意見書として提出させていただいてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長（会長）

ありがとうございます。今回はこの意見書をもって、私と運営委員会のメンバーである職務代理の2名、会計の計4名で提出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願ひいたします。

農政課長

それでは、令和6年3月1日から令和6年4月1日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから8ページにかけて、農地法第3条の3の規定による届出が16件

続いて、9ページから15ページにかけて、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出が20件

続いて、16ページから49ページにかけて、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが99件

続いて、50ページから53ページにかけて、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが10件

続いて、54ページから57ページにかけて、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが10件

続いて、58ページですが、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち地役権設定に係るものが1件

続いて、59ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格者証明が2件

続いて、60ページですが、転用届出に係る取消願が1件

続いて、61ページですが、転用届出に係る訂正願が3件

続いて、62 ページですが、農地改良届が 2 件

続いて、63 ページですが、現況証明願が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告 (2)「農地の賃借料情報の提供」について、事務局より報告をお願いします。

課長補佐

それでは、報告 2 の資料をご覧ください。

報告 2 は、農地法第 52 条に基づく、農業委員会による農地の賃借料の情報提供についてでございます。

裏面をご覧ください。

この取扱につきましては、「参考 1 賃借料の算定」に掲げであるように、特殊な事例を除き、契約事例が 5 件以上無い場合、本市農業委員会としては情報提供を行わず、愛知県における賃借料水準を参考情報として提供することを、平成 25 年の総会で申し合わせしております。

令和 5 年 1 月から同年 12 月までに公告された事例は、利用権において畑の賃貸借による 4 件にとどまりました。

従いまして、本市農業委員会として賃借料の情報提供は行わず、参考として愛知県の賃借料水準を本市公式ウェブサイトにおいて公表することといたします。以上でございます。

議長（会長）	<p>ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。</p> <p>特にないようです。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和6年第4回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>
--------	--

閉会（午後3時13分）